

定額減税調整給付金（当初給付）を補足する

給付金（不足額給付）のご案内

まず、ご自分がどれに該当するか確認してみましょう

令和7年1月1日時点で高梁市に住民登録がある。または、在住していないが令和7年度個人住民税が高梁市で課税（非課税）されている。

はい

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割が定額減税前で両方〇円である。

はい

いいえ

【対象外】 令和7年1月1日時点の住民登録自治体へお問い合わせください。

低所得者向け給付の世帯主や世帯員に該当したことがある。

はい

いいえ

【対象外】 令和5年度住民税非課税（均等割のみ課税）世帯への給付、令和6年度新たに住民税非課税（均等割のみ課税）世帯への給付対象世帯であるため。

いいえ

事業専従者（青色又は白色）、または合計所得金額が48万円を超える。

いいえ

【対象外】 扶養親族として定額減税の対象等になっています。

はい

令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割額の控除外額の合計額（1万円未満切上）以上の額の当初給付を受けている。

はい

【対象外】 当初給付から不足額は発生していません。

はい

いいえ

令和6年1月2日以降に高梁市へ転入した。

いいえ

令和6年1月2日以降に高梁市へ転入した、または令和7年1月1日時点で専従主と別自治体に在住している。

はい

いいえ

マイナンバー公金口座、過去の給付金口座、市税振替口座など高梁市で口座情報が確認可能である。

はい

いいえ

裏面
E

裏面
D

裏面
C

裏面
A

裏面
B

1 当初給付額（令和6年度）に不足が生じる方

【対象となる例】

- ・退職等で、令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方
- ・婚姻や出生等で、扶養親族等が令和6年中に増加した方
- ・当初給付後の修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割が減少した方

【給付される額】

本来給付すべき額から令和6年度に支給された調整給付金（当初給付）額※を引いた額

※例えば、所得税分の当初給付の算定においては、令和6年分の推計額として令和5年分所得税額を用いていました。今回は令和6年分の確定値に置き換えて計算することになります。

【申請方法等】

A マイナンバー公金口座や過去の給付金受取口座など高梁市で口座情報を把握できる方

緑色の用紙「調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」が同封されています。

内容に変更がなければ**手続不要**です。**令和7年9月8日（月）**に通知書記載の口座へ振込みます。

※①記載された**口座が凍結されて使用できないなど、やむを得ず変更**する場合、②給付を希望されない場合、③数値について重大な相違を認める場合は、**令和7年9月1日（月）までに** 高梁市役所税務課（市民税係 ☎0866-21-0214）へご連絡ください。必要書類（口座変更の場合は「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」）をお送りします。

B 高梁市で口座情報の把握ができない方 **C** 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに高梁市へ転入された方

給付金を受け取るには「**調整給付金（不足額給付分）支給確認書**」の返信が必要です。確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に**令和7年10月31日（金）※消印有効まで**に返信用封筒でご返信ください。審査の上、順次、口座振込いたします。

※適正な「支給確認書」を**受理した日から1ヶ月以内**が目安です。

2 専従者・合計所得金額48万円超で要件に該当する方

【対象】①～③すべてに該当する方（納税義務者の合計所得金額1,805万円超の場合は対象外）

- ①令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割の両方が定額減税前で”0円“
- ②青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超のいずれかに該当
- ③低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員に該当しない

【給付される額】1人当たり原則4万円

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【申請方法等】

D 令和6年度個人住民税が高梁市で課税（非課税）される方 上記 **B** **C** と同じ手続きが必要となります。

E 令和6年度個人住民税が高梁市で課税（非課税）されない方 別途申請書の提出が必要です。高梁市役所税務課（☎0866-21-0214）へお問い合わせください。

お問い合わせ：高梁市役所 総務部 税務課 市民税係 ☎0866-21-0214

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一挙措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一挙措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

